

一般仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、横浜市契約事務受任者 横浜市建築局長 が実施する省エネ住宅の普及啓発コンテンツの企画作成及び広報宣伝業務（以下「委託業務」という。）に適用する。

2 特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先して適用される。

(用語の定義)

第2条 監督職員とは、委託業務を監督する横浜市の指定する職員をいう。

- 2 指示とは、委託者側の発議により監督職員が受託者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- 3 承諾とは、受託者側の発議により受託者が監督職員に報告し監督職員が了解することをいう。
- 4 協議とは、監督職員と受託者が対等の立場で合議することをいう。

(法規の遵守)

第3条 委託業務の実施に当たり、関係の法令、条例その他諸規定を守り、業務の円滑な進行を図らなければならない。

(業務確認)

第4条 受託者は、主要委託業務段階のうち、特記仕様書又はあらかじめ監督職員の指示した箇所について監督職員の承諾を得なければ、次の作業を進めてはならない。

(打合せ等)

第5条 業務を適正かつ円滑に実施するため、現場責任者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度記録し、相互に確認しなければならない。

2 業務着手時等別途指定する業務の区切りにおいて、受託者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について記録し相互に確認しなければならない。

(第三者損害)

第6条 受託者は、委託業務実施に当たり、万一第三者に損害を及ぼした場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、誠意をもって事後処理に当たらなければならない。

(疑義)

第7条 受託者は、委託業務の実施に当たり、設計書等に疑義が生じたときは、監督職員と協議しなければならない。

特記仕様書

1 業務の名称

省エネ住宅の普及啓発コンテンツの企画作成及び広報宣伝業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

3 業務内容

(1) よこはま健康・省エネ住宅推進コンソーシアムとの連携による、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用した省エネ住宅普及啓発コンテンツの企画及び作成業務

ア ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Instagram・YouTube の両方) で活用可能なコンテンツの企画

(ア) 既存住宅のリノベーション又はマンション (分譲・賃貸) の省エネ化等、市の省エネ施策に沿うテーマに着目したコンテンツの企画

(イ) 無関心層 (住宅に現状関心がないが、今後賃貸住宅の選択・住宅購入・リフォームする機会がある人達) に対し、効果的な普及啓発コンテンツの企画

イ ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Instagram・YouTube の両方) に活用可能なコンテンツの作成

(ア) (1)アの企画に基づき、YouTube 投稿用の動画コンテンツ (10 分程度) を 3 種類程度作成したうえで、それぞれのコンテンツに対し分割 (約 1~2 分ごと) と、Instagram 用のショート動画や投稿用画像の作成

ウ ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Instagram・YouTube の両方) の運用支援と、投稿後の効果測定及び改善提案

(ア) 改善提案には Instagram のフォロワー数増加に着目した投稿イベントの企画等を含めること

(2) 「よこはま健康・省エネ住宅推進コンソーシアム」WEB サイトのアクセス数増加を目的とした改善提案

(3) 市の省エネ住宅関連事業等に関する広報宣伝業務

ア 「脱炭素リノベ補助制度」「よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度」等を効果的に宣伝するため、ターゲット層を分析の上、効果的な広報媒体の検討及び提案

イ 上記広報媒体に適する各種広告の作成及び広報宣伝

広報宣伝を行う媒体については、以下を想定しているが、上記(3)ア検討及び提案結果を踏まえ、市と協議の上、決定することとする。

Yahoo、Google、LINE などへの広告	<ul style="list-style-type: none">・4 媒体にて掲載・広告形式: バナー・動画、カルーセルなど・ターゲティング: 住宅関連キーワードなどの興味関心、閲覧履歴などでターゲティング
--------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・想定表示回数：30万～50万程度 ・東京圏に地域指定 ・期間：約3ヶ月間 ・効果測定を実施すること
--	---

(4) 上記内容に関する打合せ

4 成果品

- (1) YouTube 投稿用の動画コンテンツ（10分程度）…3種類程度
- (2) 上記コンテンツを分割（約1～2分ごと）…3種類程度×5分割程度
- (3) 各分割ごとのInstagram投稿用ショート動画や投稿用画像…15投稿分程度
- (4) 3(3)において作成した成果物…一式
- (5) 報告書一式…一部
 - ア 効果測定及び改善提案
 - イ 議事録等
- (6) 上記の電子データ…一部（CD-R等）
 - (PDF形式のほか、Word形式・Excel形式・PowerPoint形式等の元データも併せて提出すること)

5 その他

- (1) 業務の執行にあたっては、本業務監督員である本市職員と連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 3(1)については、横浜市の保有するアカウントを活用した市による投稿を前提としたコンテンツを作成すること。
- (3) 本委託に基づく成果は委託者に帰属し、受託者はその成果を自ら利用し、又は第三者に帰属してはならない。
- (4) 本委託において作成された成果物の著作権及び所有権のすべては、委託者に帰属することとし、受託者は委託者の承認を受けずに使用・公表してはならない。